

改正

平成17年6月2日規則第16号

平成20年10月1日規則第39号

平成26年10月31日教育委員会規則第9号

平成28年9月30日教育委員会規則第6号

平成30年11月9日教育委員会規則第6号

下呂市育英資金給貸与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号。以下「条例」という。）第6条の規定により育英資金（以下「資金」という。）の給付及び貸与（以下「給貸与」という。）を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(給貸与を受ける者の要件)

第2条 資金の給貸与を受ける者は、条例第2条各号のいずれかに該当する者で、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 当該目的の完遂能力を有すること。
- (2) 学業成績が優秀な者で進学又は海外研修を希望し、学資支弁が困難な者
- (3) 給付を受ける者は、他に公的機関から資金の援助等を受けていないこと。

(給貸与の額)

第3条 給貸与の金額は、条例第2条各号に区分する者で、別表各項に掲げる区分による額とする。ただし、実情により増額することができる。

(申請)

第4条 資金の給貸与を受けようとする者は、下呂市育英資金給付申請書（様式第1号）又は下呂市育英資金貸与申請書（様式第2号）に、次の書類を添付し、3月31日（海外研修資金貸与にあつては出国予定日の60日前）までに教育長に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 条例第2条第1号及び第2号に規定する高等学校の生徒及び大学生にあつては、出身校又は在籍校の校長が発行する推薦書（様式第3号）、高校入学者にあつては直近の成績証明書、大学入学者にあつては入学を証する書類及び直近の成績証明書、世帯全員の所得課税証明書

(2) 条例第2条第3号に規定する中学校及び高等学校の生徒にあつては、出身校又は在籍校の推薦書(様式第3号)、世帯全員の所得課税証明書

(3) その他、教育長が特に必要と認める書類

(給貸与の決定)

第5条 給貸与を受ける者は、別に定める基準をもとに毎年度下呂市教育委員会の審査を経て教育長が決定する。

2 前項において給貸与を決定した者又は否決した者には、教育長は、下呂市育英資金給貸与決定通知書(様式第4号)又は下呂市育英資金給貸与否決通知書(様式第5号)により、本人に通知するものとする。

(借用証書等)

第6条 前条第2項により決定通知を受けた者は、その決定通知を受領した日から10日以内に親権者又は後見人(以下「親権者」という。)及び連帯保証人が連署した下呂市育英資金貸与借用証書(様式第6号)及び下呂市育英資金給貸与誓約書(様式第7号)(以下「借用証書等」という。)に親権者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて教育長に提出しなければならない。

(資金等の交付)

第7条 前条の規定による手続を完了し、資金の給貸与を受ける者の資金の交付は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第1号及び第2号の規定により資金の給貸与を受ける者には、5月、9月及び1月、入学一時金の貸与を受ける者には5月に本人又は親権者に当該資金を交付する。

(2) 条例第2条第3号の規定により資金の貸与を受ける者には、借用証書等の受理後、速やかに本人又は親権者に当該資金を交付する。

(給貸与の期間)

第8条 条例第2条第1号及び第2号の規定により資金の給貸与を受ける者の資金の給貸与及び援助を受ける期間は、次のとおりとする。

(1) 高等学校の生徒及び大学生は、当該学校が定める在学期間内

(2) 大学院への進学、大学への編入又は留年等在学期間を変更する場合は再度申請するものとする。

(返納の期間)

第9条 条例第2条第2号の規定により資金の貸与を受ける者にあつては、前条に規定する貸与を受ける期間の終了の翌月から1年を経過した応当月より貸与を受けた期間の2倍に相当する期間

内に、貸与を受けた総額を分割して毎年6月と12月に返納しなければならない。ただし、貸与期間が2年に満たない場合は、教育長と協議して定める。

- 2 条例第2条第3号の規定により資金の貸与を受けた者にあつては、貸与を受けた翌月から20か月以内に、貸与を受けた総額を分割して返納しなければならない。
- 3 貸与を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、期間を短縮し、又は貸与を受けた金額の全部又は一部を繰り上げて返納することができる。
- 4 疾病又は特別の事情により、やむを得ないと教育長が認めた者は、返納額の分割をすることができる。

(報告義務)

第10条 条例第2条第1号及び第2号の規定により資金の給貸与を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、教育長にその旨を文書により、報告しなければならない。

- (1) 疾病、その他の理由により休学、転校及び退学したとき（事実を証する書類を添付）
- (2) 各学年ごとの成績証明書（毎学年末まで）
- (3) 当該目的を終了したとき。
- (4) 本人又は本人が属する世帯が、市外に住所を移したとき。
- (5) その他、教育長が指示した事項

(返納金の猶予)

第11条 第9条の規定にかかわらず、貸与を受けた者が、疾病又は特別の事情により、期間内に返納すべき額を返納しがたいときは、返納期間を猶予することができる。

- 2 返納期間の猶予を受けようとする者は、下呂市育英資金返納猶予申請書（様式第8号）に、教育長が必要と認めた書類を添付し、教育委員会が指定する日までに教育長に提出するものとする。
- 3 返納期間の猶予の申請は、教育長が返納猶予の決定又は否決をし、猶予決定の場合はその期間を決定し、下呂市育英資金返納猶予決定（否決）通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 返納期間の猶予の申請に虚偽等があつた場合は、猶予を取り消し返納請求するものとする。

(返納金の減免)

第12条 条例第2条第2号の規定により資金の貸与を受けた者で、減免申請する年度の市民税（下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）第23条第1項第1号に定める個人市民税をいう。以下「市民税」という。）を納税し、当該年度市民税賦課期日以後引き続き下呂市に住所を有する者は、その年に返納すべき額を減免することができる。

- 2 減免を受けようとする者は、下呂市育英資金貸与返納金減免申請書（様式第10号）に、申請する年の市民税納税証明書及び住民票、その他教育長が必要と認めた書類を添付し、教育委員会が指定する日までに教育長に提出するものとする。
- 3 減免の申請は、教育長が減免の決定又は否決をし、下呂市育英資金貸与返納金減免決定通知書（様式第11号）又は下呂市育英資金貸与返納金減免否決通知書（様式第12号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 減免する額の範囲は、第9条第1項に定めたその年に返納が予定されている額の1/2以内とし、繰上返納等当初の予定にない返納は、対象としない。
- 5 減免の申請に虚偽等があった場合は、減免を取り消し返納請求するものとする。
- 6 貸与を受けた者が死亡し、又は消息が不明な場合は、親権者又は連帯保証人において返納すべき額を返納しなければならない。ただし、実情やむを得ないと認めた場合は、返納額を減免することができる。この場合において第2項、第3項及び前項の規定を準用する。

（給貸与の停止及び取消し）

第13条 次のいずれかに該当するときは、資金の給貸与を停止し、又は取消しすることができる。

- (1) 休学及び退学したとき。
 - (2) 本人の属する世帯が市外に住所を移したとき。
 - (3) 成績又は素行が不良であると認めたとき。
 - (4) その他教育長が指示した事項に従わないとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する者で、資金の給貸与の停止又は取消しを受けた者の既給貸与分についての返還は、その都度協議して定める。

（延納に対する利率）

第14条 教育長は、この規則に定める期間内に返済を終わらないときは、延納した額について年4パーセントの利子を徴収するものとする。

（台帳の整備）

第15条 教育長は、この資金の実効を確保するため、給付与及び貸与の区分を明確にするため台帳を整備し保管しなければならない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に新たに給付又は貸与する資金から適用する。
- 2 合併前の、萩原町教育基金に関する規則（昭和57年萩原町教育委員会規則第2号）、小坂町奨学資金貸付規則（昭和42年小坂町規則第2号）、下呂町育英資金給付に関する規則（昭和44年下呂町規則第7号）、金山町育英資金給付規則（昭和63年金山町規則第2号）、馬瀬村育英資金貸付けに関する規則（昭和48年馬瀬村規則第1号）、下呂町医学生に関する規則（昭和48年下呂町規則第19号）、金山町看護職員修学資金貸付規則（平成3年金山町規則第9号）又は馬瀬村保健婦養成奨学資金支給規則（昭和47年馬瀬村規則第1号。以下「旧規則」という。）の規定は、平成16年3月31日までは、その効力を有するものとする。

（経過措置）

- 3 旧規則の規定に基づいて、給付、貸付け又は援助が決定されている資金の取扱いについては、その給付、貸付け、援助又は返納若しくは返還が完了するまでの間は、なお旧規則の例によるものとする。

附 則（平成17年6月2日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成20年10月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月31日教育委員会規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の下呂市育英資金給貸与に関する規則の規定は、施行日以後の決定に係る給貸与について適用し、施行日前までに決定した給貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月30日教育委員会規則第6号）

改正

平成30年11月9日教育委員会規則第6号

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の下呂市育英資金給貸与に関する規則（第12条第1項を除く。）の規定は、この規則の

施行日以後に決定した給貸与について適用し、施行日前までに決定した給貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月9日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

給貸与の区分	対象者	給貸与の金額
給付する者	(1) 高等学校の生徒	月額8千円
	(2) 高等専門学校の生徒のうち3年生以下の者	
貸与する者	(1) 大学生及び大学院生	月額3万円又は2万円
	(2) 高等専門学校の生徒のうち4年生以上の生徒	ただし、大学生には入学一時貸付金として30万円又は20万円
	(3) 高等学校卒業を資格とする専門学校の生徒	
	(4) 海外研修を行う中学校及び高等学校の生徒	10万円以内

様式第1号（第4条関係）

下呂市育英資金給付申請書

年 月 日

教育長 様

私は、_____へ進学しますので、
育英資金の給付をお願い申し上げます。

本人署名 _____ 印
保護者署名 _____ 印

本人	氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒 —	番地			
	在学学校名					学年
	進学予定学校名					学年

保護者	氏名		連絡先電話番号	() —
	住所	〒 —	下呂市	番地
	本籍	番地		

家庭状況調査				
家族状況	続柄	氏名	生年月日	職業または在学学校
	世帯主		年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
父親（母親）が死亡の場合				
死因	()	死亡年月日	年 月 日	生前の職業
				()

提出添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出身校又は在籍校の校長の推薦書 ・ 世帯全員の所得課税証明書※市役所税務にて発行 ・ 入学を証する書類（入学通知書・合格通知書）※中学校から高校に進学する方のみ ・ 成績証明書 ※中学校から高校に進学する方は中学校の成績証明書
--------	--

下呂市育英資金貸与申請書

年 月 日

教育長 様

私は、_____へ（・進学 ・海外研修を実施）しますので、
育英資金の貸与をお願い申し上げます。※（ ）の該当する項目を○で囲むこと

本人署名 _____ 印
保護者署名 _____ 印

本人	氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒 _____	番地			
	在学学校名					学年
	進学予定学校名					学年
	入学年月日	年 月 日	卒業予定年月日	年 月 日	在学 年	

保護者	氏名		連絡先電話番号	() _____
	住所	〒 _____	下呂市	番地
	本籍	番地		

家庭状況調査				
家族状況	続柄	氏名	生年月日	職業または在学学校
家族状況	世帯主		年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

父親（母親）が死亡の場合		
死因 ()	死亡年月日 年 月 日	生前の職業 ()

育英資金貸与希望額	入学一時金	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円
	月 額	<input type="checkbox"/> 2万円 <input type="checkbox"/> 3万円
	海外研修資金貸与	<input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> _____ 万円（10万円以内で貸与希望額を記入）

提出添付書類	①出身校又は在籍校の校長の推薦書 ②両親等の所得課税証明書※市役所税務にて発行 ③入学を証する書類（入学通知書・合格通知書）※新入学生でない方は在籍証明書 ④成績証明書 ※新入学生は卒業学校の成績証明書 ※ 海外研修資金貸与に関しては③④の書類は不要
--------	---

下呂市育英資金給貸与推薦書

年 月 日

教育長 様

学校名

校長名

印

育英資金受給者として、次の者を推薦します。

受給者氏名

生年月日 年 月 日生

下呂市育英資金給貸与決定通知書

第 年 月 日 号

様

教育長 印

先に申請のあった育英資金受給者として決定したので通知します。

なお、この通知書を受領した日から10日以内に別紙借用証書及び誓約書を下呂市教育委員会に提出してください。

記

1 給貸与者記号番号			
2 育英資金給貸与額	給与	月 額	円
	貸与	入学一時金	円
		月 額	円
	海外研修 資金貸与		円
3 給貸与（開始）期日	年 月 日（より）		
4 その他			

様式第5号（第5条関係）

下呂市育英資金給貸与否決通知書

第 号
年 月 日

様

教育長 印

年 月 日付けで申請のあった下呂市育英資金の給貸与については、下記の理由により否決しましたので、下呂市育英資金給貸与に関する規則第5条の規定に基づき通知します。

記

否決の理由

下呂市育英資金貸与借用証書

教育長 様

貸与者

貸与者番号	借用額
号	円
借用期間	

- 1 下呂市育英資金給貸与に関する規則第2条に反する事項及び第13条に該当する事項が発生した場合は、分割払いの期限の利益を失い借受金額を直ちに返金します。
- 2 貸与終了の翌月から1年を経過した応当月より、指定金額を弁済に至るまで、下記の利子を付して必ず返金いたします。
- 3 期間内に返納を終わらない時は、延納した額について年4パーセントの利子を払います。
後日のため連帯して誓約します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 印
電話

連帯保証人 住所
氏名 印
(保護者) 電話

連帯保証人 住所
氏名 印
電話

下呂市育英資金給貸与誓約書

年 月 日

教育長 様

このたび、下呂育英資金給貸与の受給者として選定を受け、私は、ここに下呂市育英資金条例並びに同規則を守り、その趣旨に則り、学業に精励することを誓約いたします。また、保護者及び連帯保証人は、本人にこの誓約をよく守らせ、当初の目的を達成するよう充分監督の責任を負います。

本人 本籍
住所
氏名 印

保護者 本籍
住所
氏名 印

連帯保証人 本籍
住所
氏名 印

振 込 口 座													
フリガナ													
口座名義人													
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協											支店	
口座番号	普通・当座												左詰め記入

下呂市育英資金返納猶予申請書

年 月 日

教育長 様

貸与No. . 号

申請者 _____ ④

住 所 _____

次のとおり育英資金の返納の猶予を申請します。

申請金額
申請内容 年～ 年まで借用した育英資金 円の全部 一部
申請猶予期間 年 月～ 年 月
申請理由 (本人の近況等できるだけ詳しく記入してください。)

※申請理由が証明できる書類を添えてください。

下呂市育英資金返納猶予決定（否決）通知書

貸付番号

下呂市

番地

様

教育長

印

年 月 日付けで申請のあった下呂市育英資金の返納猶予については、下記のとおり決定（否決）しましたので、下呂市育英資金給貸与に関する規則第11条の規定に基づき通知します。

当初予定返納期間 年 月 日 ～ 年 月 日

猶予決定後返納期間 年 月 日 ～ 年 月 日

否決の理由

下呂市育英資金貸与返納金減免申請書

年 月 日

教育長 様

貸与者 住所

氏名

印

私は、下呂市育英資金給貸与に関する規則第12条の規定に基づき、下呂市内に居住し、市民税を納税していますので、下呂市育英資金貸与返納金を減免くださるようお願い申し上げます。

また、第12条の規定に該当しなくなる事情が発生した場合には、直ちに連絡することとします。

記

添付書類 : 貸与者の住民票及び市民税納税証明書

下呂市育英資金貸与返納金減免決定通知書

貸付番号

下呂市

番地

様

教育長

印

年 月 日付けで申請のあった下呂市育英資金の貸与返納金の減免については、下記のとおり決定しましたので、下呂市育英資金給貸与に関する規則第12条の規定に基づき通知します。

年度減免金額 円

年度返済額 円

様式第12号（第12条関係）

下呂市育英資金貸与返納金減免否決通知書

第 号
年 月 日

様

教育長 印

年 月 日付けで申請のあった下呂市育英資金の貸与返納金の減免については、下記の理由により否決しましたので、下呂市育英資金給貸与に関する規則第12条の規定に基づき通知します。

記

否決の理由